陳情第159号			9 号	受理年月日	平成28年8月29日
付託委員会			総務財政委員会		
陳情者		福岡市南区老司五丁目50-21 NPO法人日本法輪大法学会九州事務局 代表 中 照子			
件		名			る法輪功迫害の停止と臓器の強 る意見書の提出について

## 要旨

中国の伝統的な気功修練法である法輪功は、心の修養を重んじ、道徳心の向上を求めることから、個人の健康だけでなく、社会風紀の改善にもよい作用をもたらしており、1998年には、中国公安部の統計で中国国内だけで7,000万人から1億人の愛好者がいた。

法輪功は組織性も政治的活動もない、全くの個人修練であるが、当時の共産党員数を上回る愛好者の数に恐れを感じた江沢民元国家主席は、1999年7月に法輪功に対して不当な大弾圧を発動し、以来、数十万人の法輪功愛好者が違法監禁、強制労働、残酷な拷問、性的暴行等、ありとあらゆる迫害を受けている。

その中で最も残酷なのは、生きている人間から臓器を強制的に摘出し、 売買することである。その実態については、カナダの元国会議員と人権 弁護士が、詳細な調査を経て2006年にカナダ政府に提出した報告書によ って明らかになり、その後の調査で、臓器の強制摘出が中国国内で今な お行われていることが判明しており、米国、欧州等の海外諸国では、こ れを強く非難する議案が可決されている。

また、日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきである。

さらには、駐日中国大使館の公式ホームページに、法輪功をひぼう中 傷する文章が公然と掲載されており、このような行為も決して許される ものではない。

ついては、政府及び関係機関に対して、別紙意見書を提出していただ きたい。 中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため 日本政府の正義の行動を求める意見書(案)

## 【意見書を提出する理由】

中国の伝統的な気功修煉法・法輪功(ファルンゴン)は、心の修養を重んじ、道徳心の向上を求めることから、個人の健康だけでなく、社会風紀の改善にも良い作用をもたらしており、1998年には、中国公安部の統計で中国国内だけで7千万から1億人の愛好者がいました。法輪功は組織性も政治的活動もなく、全くの個人修煉ですが、当時の共産党員数を上回る愛好者の数に恐れを感じた江沢民元国家主席は、1999年7月、法輪功に対して不当な大弾圧を発動しました。

以来、数十万人の法輪功愛好者が違法監禁、強制労働、残酷な拷問、性的暴行等、ありと あらゆる迫害を受け、名前がわかっているだけで4千人以上が命を奪われています。

なかでも最も残酷な迫害は、生きている人間から臓器を強制摘出し売買することで、その主たる対象が法輪功愛好者です。その実態は、カナダの元国会議員と人権弁護士が、詳細な調査を経て2006年にカナダ政府に提出した報告書によって明らかとなり、世界に衝撃を与えました。そして、その後継続して発表されている新たな事実によって、臓器の強制摘出が中国国内で今なお行われていることが判明しています。

中国共産党政府によるこれらの悪行は、決して容認することのできない深刻な人権犯罪であり、米国、欧州議会等海外諸国ではそれを強く非難する議案が可決されており、我が国も一刻も早く正義の行動を起こすことが求められています。

また、日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器 移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきです。

さらには、駐日中国大使館の公式ホームページに法輪功を誹謗中傷する文章を掲載するなど、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害がここ日本において公然と行われており、このような行為は決して許されるものではありません。

つきましては、国際人権規約を批准している我が国の政府ならびに関係機関には、中国共産党政府による法輪功に対する深刻な人権犯罪を看過することなく、一刻も早く正義の行動を起こしていただきたく、次の3点を要請いたします。

## 【要請事項】

- (A) 中国共産党政府による法輪功愛好者に対する身体拘束と拷問、ならびに法輪功愛好者およびその他の良心の囚人からの臓器強制摘出を公に非難するとともに、即時停止するよう中国政府に求める。
- (B) 日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべく、必要な法整備を行う。
- (C) 日本国内において、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害を即時停止するよう、駐日中国公館ならびに中国政府に求める。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。